

えせ同和行為を排除しよう！

えせ同和行為は、同和問題を口実にして企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求を指します。

これは、あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまで多くの人々が積み重ねてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

えせ同和行為は、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっており、これを断固排除しなくてはなりません。

不当な要求の代表的なもの

要求の種類

- 機関紙・図書等物品購入の強要
- 寄付金・賛助金の強要
- 講演会・研修会への参加強要
- 下請への参加強要
- 機関紙等への広告掲載の強要

要求の手口

- 執ように電話をかけてくる
- 官公署を使って圧力をかけると言っ脅す
- 同和問題（部落差別）を知っているかと言って脅す
- 大声で威嚇する。責任者に会わせると脅す。

要求の口実

- 同和問題（部落差別）の知識（認識、研修）の不足
- 単なる言いがかり、無理難題
- 一方的に差別であると決めつける
- 無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム

えせ同和行為排除の取組

県では、えせ同和行為を排除するためには、まず同和問題を正しく認識することが重要であると考え、講演会・研修会の開催、啓発資料の配布、人権啓発DVD等の貸出、講師の派遣を行っています。

また、国・県警察本部・埼玉弁護士会などの関係機関とともに、「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、その排除に努めています。

えせ同和行為に関するご相談は、下記へお問い合わせください。

相談窓口

- 〔さいたま地方法務局人権擁護課〕
☎ 048-859-3507 (直)
- 〔埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課〕
☎ 048-830-2258 (直)
- 〔埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課〕
☎ 048-832-0110 (代)
- 〔(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター〕
☎ 048-834-2140 (直)
- 〔埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会〕
☎ 048-863-5255 (代)

編集・発行 (令和6年3月)

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-2258



同和問題の解決を阻害する
えせ同和行為の排除のために

同和問題の正しい理解と認識を!

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚を取りやめたりすることは差別であり、基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

私たちは「幸せに生きる」権利を有しており、それを侵すことは、決して許されることではありません。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自分自身の問題として、もう一度考え、相手に対して思いやりの気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志をもって行動することが大切です。

同和問題を正しく理解するには

県では、市町村や県内企業等が行う啓発活動を支援しています。

- (1) 人権・同和問題に係る研修会への啓発講師を派遣（無料）
- (2) 人権啓発・教育DVD等の貸出（無料）

※ 講師派遣の申込方法や派遣条件、DVD等の貸出方法、DVDのリストについては県人権・男女共同参画課のホームページをご参照ください。



詳しい情報

平成28（2016）年12月16日
「部落差別の解消の推進に関する法律」

令和4（2022）年7月8日
「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」
が公布・施行されました。



えせ同和行為への対応

同和問題(部落差別)に関する正しい理解と認識を深める

同和問題を解決するためには、同和問題を自らの問題としてとらえ、正しい理解と認識を深めていただくことが重要です。

しかし、同和問題の知識不足などで言いがかりをつけることが多いえせ同和行為に対しては、まず、その不当な要求と同和問題とは一切関係がないことを認識し、不当な要求はきっぱり断ることが大切です。

組織全体で対処する

担当者のみに対応を押しつけるようなことは、最も避けるべきです。

支店等で不当な要求を受けた場合には、支店長等が本店に報告し指示を求めるなど、社内全体が「断固排除する」という意思統一を図って対処しましょう。

個人的に、あるいは支店限りで、安易な妥協をすることは、より大きな要求を受けることになりかねません。

対応の際は毅然とした態度で

「毅然」とは、必要以上に恐れず、また見下さずということであり、相手の挑発に乗ってもいけません。あくまでも言葉遣いに注意をして、あいまいな返事をして揚げ足を取られないようにしましょう。

また、初期の段階で幹部が対応すると、即座に回答を求められることが多いので対応は担当者が行いましょう。しかし、決して担当者任せにしないことです。

対応の際の注意点

- 1 対応は必ず複数で行うこと。(場合によっては、弁護士や警察に相談のうえ、待機してもらう)
- 2 事実確認は的確に行い、即答は避けること。(氏名等の確認・要求内容の詳細な記録などを行う)
- 3 密室は避け、自社会議室などの管理が及び範囲内とし、面談時間は指定・制限すること。

相手方に連絡しない。また、文書などに署名・押印等をしない

特別な事情がない限り、こちらから相手方に連絡しないことです。ささいなことで連絡すると、脈ありと誤解されます。

また、「一筆書け」と言われても書く必要はなく、特に、文書などへの署名・押印等は、別の要求・口実に利用されることもあるので、拒否しましょう。

書籍の購入強要への対応

同和問題等に関する書籍の購入を電話で強要されています。また、断ったにもかかわらず、書籍が送られてきました。どう対処したらいいでしょうか。

●購入の自由と明確な意思表示

一般の書籍の扱いと何ら変わりません。購入することも、断ることも自由です。したがって、買いたくないのなら、きっぱりと「いりません」と相手に言いましょ。また、断る理由を言う必要はありません。理由を言うと、それに対して付け込んできて、あなたの意思に反して、さらに購入を迫られることにもなりかねません。

●断ったにもかかわらず一方的に書籍が送付された場合(送り付け商法)

注文をしていないのに一方的に商品を送りつけたり、注文を断ったにもかかわらず相手方が勝手に書籍を送りつけ、返品又は購入しない旨の意思を示さない限り、購入を承諾したものととして、その代金を請求する手法を「送り付け商法」と言います。

もし、添え書きの中に「一定期間内に返事又は返送がなければ承諾したものとみなす」との文言があっても、そのような一方的なみなし文言は無効です。

1 配送業者が配達に来たとき

業者に受け取らない旨を明確に伝え、持ち帰ってもらってください。

2 もし、受け取ってしまったら

特定商取引法では、売買契約に基づかないで一方的に送付された商品を受け取ってしまったら、あるいは開封をしてしまったとしても、それにより売買契約が成立したことはありません。代金を支払う必要はありません。

ただし、あとで「本を見たのだから代金を払え」などと困縁を付けられることもあるので、関係を絶つ意味からも「購入の意思はない」旨の文書(記載例参照)を同封し、返送するのの方策です。

その際は、簡易書留や信書を送ることができ宅配便を利用し返送すれば、返送した控えが手元に残るため、返送した証拠になります。

なお、郵便で送付され開封していない場合は、「この郵便物は受け取れません。埼玉太郎(名前も記入)」と赤字で表示した付箋(縦10cm×横20cm程度のもの)を郵便物の表側に付けて、郵便局に持っていか、ポストに投函してください。

(注1) 特定商取引法は一般消費者を保護するための法律であるため、商品の送付を受けた者が営業のために又は営業として締結することとなる売買契約には適用されません。

【記載例<送り付け商法への対応>】

〇〇〇〇様
このたび送付されました「(書籍名)」を購入する意思はありませんので、返送いたします。
今後は、このような一方的な送付はお断りします。
令和〇年〇月〇日
住所
氏名

●契約を解除したい場合(クーリング・オフ)

訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば消費者が一方的に契約を解除できる制度を「クーリング・オフ」といいます。

相手方に電話で購入を勧誘され、はっきりと断れなかったり、恐怖感などから思わず購入すると書いてしまい、書籍が送られてくるケースがあります。

この場合でも「特定商取引法」により、同封されている書面(販売業者は、契約の申込みを受けたときは、直ちに申込みの内容を明らかにした書面を交付しなければなりません)を受領した日を含めて8日間以内(注2)であれば、申込みの撤回ができます。

クーリング・オフは、相手方に書面で行う必要があります。送られてきた書籍に文書を同封し、返送してください。また、証拠が残るように簡易書留か宅配便などで返送しましょう。

なお、令和4年6月からメールなどの電磁的記録によるクーリング・オフが可能となりました。

(注2) 相手方が事実と違うことを告げたり脅したりしたことによりクーリング・オフをしなかった場合は、この期間を経過してもクーリング・オフができます。

【記載例<クーリング・オフ用>】

〇〇〇〇様
令和〇年〇月〇日「(書籍名)」の申込みは撤回しますので、返送いたします。
注 氏名は個人名を記載すること
令和〇年〇月〇日
住所
氏名

※「特定商取引法」の対象は一般消費者ですので、事業者間の取引には適用されません。



メールなどの電磁的記録によるクーリング・オフの詳細は消費者庁ホームページをご確認ください。

※ なお、埼玉県では、このリーフレットの他に「えせ同和行為対応の手引」の冊子も作成しておりますので、御利用ください。